

令和4年（ワ）第45号 損害賠償請求事件

原告 横山伸一郎 外98名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（1）

（弁済の抗弁についての考え方及び被告による訴訟外での賠償について）

令和5年11月7日

福島地方裁判所いわき支部合3係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士

岡 野 真 之



同

三 森 健 司



同

堀 尾 拓 未



同

金 川 素 大



外



目次

第 1	弁済の抗弁についての考え方	3
第 2	被告による訴訟外での賠償について	4
1	精神的損害の賠償について	5
2	既払金に対応する損害が認められない賠償費目	7
	(1) 生命・身体的損害のうち因果関係が「不明」「なし」である中で 支払われている賠償金	7
	(2) 住居確保費用の賠償金	9
	(3) 物品購入費としての賠償金	11
	(4) 就労不能損害・営業損害の支払額のうち「特別の努力」分 ..	12
3	損害の発生・数額を確認することなく賠償しており、これに対応す る損害が生じていると認められない賠償費目	13
	(1) 簡易請求方式・包括請求方式による賠償分	13
	(2) 住宅の補修・清掃費用のうち定額 30 万円の支払分	15
	(3) 家財賠償のうち定額賠償分	16
	(4) 不動産（土地、建物、構築物・立木）に対する賠償金	17
	(5) 追加的費用名目での賠償金のうち証憑に基づかず支払われた部 分	18
4	一応の証憑に基づき支払われているものの、その一部についてはこ れに対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害 項目	19
5	結語	19

第1 弁済の抗弁についての考え方

不法行為に基づく損害賠償請求の請求権の個数については、同一の加害行為により生じた同一の法益の侵害を理由とする財産的損害と精神的損害はその賠償の請求権としては1個であり、両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合には1個の訴訟物を構成する（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）。

この点、本件訴訟において原告らが賠償を求めている精神的損害も、結局のところ、本件事故によって元の居住地において平穏な生活を送る利益が阻害されたことを理由とする精神的損害であり、原告らはそのような利益が本件事故という1つの行為によって侵害されたことによる損害の賠償を求めているものであるから、その請求権は（損害の細目としていかなる名目が付されるかにかかわらず）居住地における平穏な生活という利益が害されたことに起因して生じる損害の賠償請求権として、精神的損害・財産的損害を通じて全体として1個である¹。そのうち慰謝料のみについて賠償を求める原告らの請求は、1個の請求権のうち慰謝料のみについて賠償を求める一部請求に該当する。

このような一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされている（いわゆる「外側説」・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）。

¹ なお、原告らは本件訴訟における請求を「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害による損害賠償請求とした上で、この「包括的生活利益としての平穏生活権」について、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的な人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、「包括的生活利益」を享受する権利」としており（訴状74頁）、そのような原告らの被侵害利益の理解を前提としても、請求権は1個であると理解される。

以上により、本件における原告らの請求の判断に当たっては、まずは損害の全額を確定し、その損害の全額から弁済額の全額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度で認容し、残存額がなければ請求を棄却することになる（乙B第158号証・9～11頁）²。主張・立証の構造という点からみると、いうまでもなく、請求を基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負うものであり、本件においても、既払金によっては填補されていない損害があると主張しこれを請求する原告らにおいて、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分も含めて主張立証責任を負うことは上記の判例法理（請求権1個説、外側説）から導かれる当然の帰結である。

第2 被告による訴訟外での賠償について

上記「第1」において述べたとおり、一部請求に対し外側説に基づいた既払金控除がなされることを前提としても、仮に（損害項目ごとの）既払金に見合う損害が生じていたとすれば、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分とそれに対する弁済の額が一致することとなり、本件で審判対象となっている訴訟物に対する認定額から控除されるべき弁済がないこととなる。

しかしながら、被告による訴訟外での賠償は、損害の発生・数额を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、既払金があるからといってそれに対する損害（請求権）が認められるものではない。この

² なお、本件事故による損害の賠償請求権に関し請求権が1個であること及び外側説を前提として上記の帰結を明示する高裁判決として東京高判令和3年2月19日、これと同様の処理により原告らの請求を判断するものとして札幌地判令和2年3月10日、千葉地判平成31年3月14日、福岡地判令和2年6月24日。

点が交通事故をはじめとする一般的な損害賠償請求訴訟とは大きく異なることに十分留意される必要がある。

すなわち、被告は、訴訟外において、中間指針等を踏まえて多様な費目の下で各種の賠償を実施しており、本件訴訟の原告らの多くも被告からすでに賠償金を受領している。これら訴訟外での賠償金の支払いにおいては、被害者の生活再建という観点から、法的な評価としての「損害」には本来該当しない中で支払われている賠償金があるほか、極めて多数に及ぶ被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、個別に損害の有無・数額を確認することなく定型的な算定方法に基づいて支払いを実施している実情にある。

このような訴訟外での賠償を経て、訴訟において認められるべき損害額を超えた支払がなされている部分については、（訴訟物の外側部分も含めた請求権の全体について、算定の便宜として、損害項目ごとに検討し損害を積み上げるとしても）支払の余剰部分が本件訴訟での請求対象となっている慰謝料の認定額から控除されることとなる。

以下においては、被告による訴訟外での賠償において、どのような賠償項目に本来訴訟において認められるべき損害額を超えた支払がなされているのかを明らかにする。なお、直接請求手続における賠償額算定方法等の詳細については、準備書面（２）において述べるとおりである。

1 精神的損害の賠償について

本書の主旨（訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分において、本来認められるべき損害額を超えた支払がなされているいわば余剰部分があることを明らかにすること）とは少し異なるが、そもそも精神的損害に関しても、個別の原告らの事情によっては本来認められるべき損害を超える賠償がなされていること、

したがって被告の提示賠償額を超える慰謝料が認定されるためには各原告が有している個別事情が十分に主張・立証される必要があることについて簡潔に述べておく。

被告は精神的損害に関し、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、区域ごとに設定した一律の金額の賠償を実施し、又は実施予定である。本件訴訟の原告らに関していうと、被告は中間指針第五次追補を踏まえた自主賠償基準に基づき、帰還困難区域につき各自1580万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域につき各自1130万円、旧緊急時避難準備区域につき各自230万円を基本として、個別の事情（避難所生活等）に応じてこれをさらに増額の上で支払うこととしている。

しかしながら、精神的損害は被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであるから、精神的損害の評価・算定における考慮要素は個々の被害者によって異なり、その額も被害者の個別事情によって当然に異なる。すなわち、同じ区域に居住していた者であっても、精神的損害の額は本来同一ではなく、それぞれの事情に応じて異なるはずのものである。

この点、中間指針等が定める賠償額は大多数の者にとって損害の填補として十分な金額水準となるよう定められたものであることから、個々の被害者が有する個別事情に基づいて各自の慰謝料額の認定をすれば、中間指針等が定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合もあることとなる。

本書添付の別紙1（避難終了の時期一覧表）は、原告らのうち避難指示区域（帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域）に居住していた者に関し、訴状別紙の記載内容等の限定的な情報を基礎として、本件事故後の避難経過を一覧化したものである。避難

経過等の詳細については、今後、本人尋問の実施等によって明らかにされるべきであるが（訴状別紙の記載と実際の避難経過が異なるケースも珍しくないことについては他訴訟での審理を通じて明らかになっている。）、その点を措いて現段階において明らかとなっている限度での原告らの個別事情をみても、別紙1が示すとおり、被告が中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく日常生活阻害慰謝料の算定対象期間の終期としている平成30年3月（別紙1の中央右寄り部分に縦の赤いラインで示している時点）よりも相当早い段階で、多くの原告が本件事故当時と同等の住居³での居住の開始により生活の平穏を取り戻していることが窺われる。帰還や移住により早期に平穏な生活が回復されている原告らについては、自主賠償基準が区域ごとに定めた一律の額を下回る慰謝料額が妥当することとなる。

なお、個別の原告らにおける精神的損害の評価・算定や既払金による填補の状況等については、原告らによる個別事情の主張・立証の補充や、本人尋問の実施など、訴訟の進行に応じて、今後、主張を補充する予定である。

2 既払金に対応する損害が認められない賠償費目

（1）生命・身体的損害のうち因果関係が「不明」「なし」である中で支払われている賠償金

「生命・身体的損害」名目での賠償は、医療費、入通院慰謝料、交通費、宿泊費、証明書取得料等を対象とするものであるところ、直接賠償手続においては、請求者から提出された診断書において当該疾病

³ 別紙1の凡例のうち、水色部分は、①本件事故時点で持ち家に居住していた原告らについては、持ち家・復興住宅での生活を開始し、あるいは本件事故時の住所地に帰還した場合、②本件事故時点で賃貸住宅等に居住していた原告らについては、賃貸住宅・借上住宅での長期にわたる生活を開始した場合を示している。

と本件事故との因果関係が「不明」「なし」とされている中でも賠償を行っている場合がある。本書添付の別紙 2（既払い金一覧表）のうち、「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」及び「生命・身体的損害（入通院慰謝料を除く）」欄の黄色セル「因果関係不明」「因果関係なし」に記載された金額がこれに該当する。

本来、因果関係が「なし」である場合はもとより、これが「不明」である場合にも本件事故に起因するものとして賠償されるべき損害は認められない。

例えば、原告番号 9－3 について、別紙 2（既払い金一覧表）より、「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」の「因果関係不明」の部分について 36 万 9 6 0 0 円が賠償されており、「生命・身体的損害（通院実費）」の「因果関係不明」の部分について 30 万 1 5 2 0 円の賠償がされている。しかし、直接賠償手続における資料によると、同人の通院に係る「頸椎症」、「頸椎症性神経根症」、「腰部脊柱管狭窄症」、「めまい症」、「頸椎症性脊髄症」、は、いずれも本件事故による起因性が「不明」とされ、特に「頸椎症性脊髄症」は初診が平成 23 年 3 月 9 日、「腰部脊柱管狭窄症」は初診が平成 22 年 12 月 24 日でいずれも本件事故より前のことであり本件事故との因果関係に疑義がある。すなわち、原告番号 9－3 の上記傷病悪化と本件事故との因果関係は立証されていない（乙 C 9 第 1 号証の 1～5）。

また、原告番号 9－4 について、別紙 2（既払い金一覧表）より、「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」の「因果関係不明」の部分として 43 万 6 8 0 0 円が賠償されており、「生命・身体的損害（通院実費）」の「因果関係不明」の部分として 8 万 9 5 0 0 円の賠償がされている。しかし、直接賠償手続における資料によると、同人の通院に係る「腰部脊柱管狭窄症」、「左変形性母指 C M 関節症」、「背部痛」、「高血圧症」、

「糖尿病」、「高脂血症」は、いずれも本件事故による起因性が「不明」とされ、本件事故との因果関係に疑義がある。すなわち、原告番号 9－4 の上記傷病悪化と本件事故との因果関係は立証されていない（乙 C 9 第 2 号証の 1～3）。

加えて、原告番号 24－1 について、別紙 2（既払い金一覧表）より、「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」の「因果関係不明」の部分として 36 万 1200 円が賠償されており、「生命・身体的損害（通院実費）」の「因果関係不明」の部分として 18 万 8340 円の賠償がされ、「生命・身体的損害（通院実費）」の「因果関係なし」の部分として 5330 円が賠償されている。しかし、直接賠償手続における資料によると、同人の通院に係る「高血圧」、「糖尿病」、「びらん性胃炎」、「脂質異常症」、「不眠」、「肺炎」、「労作性狭心症」は、いずれも本件事故による起因性が「不明」とされ、本件事故との因果関係に疑義がある。すなわち、原告番号 24－1 の上記傷病悪化と本件事故との因果関係は立証されていない（乙 C 24 第 1 号証の 1～3）。また、平成 24 年 6 月 15 日付けの通院証明書においては「高血圧症」につき、避難との因果関係が「無」とされ（乙 C 24 第 2 号証）、原告番号 24－1 の上記傷病悪化と本件事故との因果関係は認められない。

したがって、診断書上、因果関係が「不明」「なし」とされている中で支払われた生命・身体的損害については、当該支払いに対応する損害が認められず、損害を上回る賠償金が支払われていることとなる。

（2）住居確保費用の支払

被告が中間指針第四次追補（乙 B 9）を踏まえて行っている住居確保費用の支払は、自宅住居に係る財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る

財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には、本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕または建替えのための費用）と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

これは、物の滅失・毀損に対する損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から、財物の交換価値（時価）の賠償を超えて支払いを行っているものであって、財産的損害の賠償としてではなく、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金として支払われているものである。

例えば、原告番号24世帯について、別紙2（既払い金一覧表）より、宅地・建物等不動産に対する賠償として合計5091万0926円が支払われていることに加え、住居確保費用として合計6760万5909円が支払われている。また、直接賠償手続における資料によると、福島県いわき市所在の建物の新築費用（平成29年11月15日新築）に加え、福島県双葉郡檜葉町の建物（事故時自宅）の新築費用（平成30年8月4日新築）について住居確保費用の請求がなされ、上述のと通りの支払が行われている（乙C24第3号証、乙C24第4号証）。すなわち、原告番号24世帯は、住居確保費用を原資として、平成29年にいわき市に住居を新築し、自宅を確保した上で、当該住居を保持したまま平成30年には事故時自宅を新築して事故時自宅のあった檜葉町に帰還を果たしているものであり、住居確保費用の支払いを通じて十分な賠償を受けるとともに、事故時住所への帰還を果た

していることが窺われる。(乙C24第5号証の1～2)。

したがって、住居確保費用として行われた支払については、精神的損害に対する賠償として、その全額が当然に慰謝料の認定額から控除される。

(3) 物品購入費としての賠償金

被告は、避難生活中に生じた幅広い物品購入費用について賠償を実施している(その対象は、家電製品、家具その他日用品のほか、衣料品、就学先での制服や学用品の購入費用、スタッドレスタイヤ購入費用等、多岐にわたる)。本書添付の別紙2(既払い金一覧表)記載の「物品購入費」欄の金額は、これら物品購入費用に対する賠償の合計額を示している。

「物品購入費」の賠償は、通常的生活費の増加分に対してなされた賠償については「精神的損害」の賠償と重複する(中間指針〔乙B5〕

「第3」6の備考2⁴参照)。また、通常的生活費の増加分とは評価されないような家電製品、家具など家財道具の購入費用に対してなされた賠償については、本件事故時点で保有していた家財道具の財物価値の喪失・減少に対するものとして支払われている「家財賠償」と重複する。

すなわち、「物品購入費」としてなされた賠償は、通常的生活費の増加分であれ、それを超える家財道具の行為態様であれ、精神的損害に含まれる生活費増加分や家財賠償によって損害が填補されているのであって、これらの賠償を受領しながら「物品購入費」としてさらに

⁴ 避難等対象者が受けた精神的損害の損害額算定に当たっては、「原則として、避難費用のうち『生活費の増加費用』を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した」とされている。

追加で賠償されるべき損害はなく、「物品購入費」としての支払に対応する損害が生じているとは認められない。

また、通常、物品購入費用等については領収書等に基づき支出の事実等を確認の上で支払いを行っている。しかしながら、例えば、原告番号1世帯について、別紙2（既払い金一覧表）より、物品購入費用に対する賠償として合計120万3797円の支払いを受けているが、直接賠償手続における資料によると、同人による物品購入費用の請求の一部に関しては、領収書等の提出はなく、これに代えて「レシート、領収書当もとってません。」（ママ）という記載を含む本人の作成による手書きの作成メモ（およその購入品目、購入量、購入額等が記載されたもの）が提出されたにとどまるが（乙C1第1号証の1・241頁）、被告は、当該メモ記載等を踏まえて合計120万3797円を物品購入費用として賠償している。このように、領収書等に基づく支出の事実等の確認をすることなく物品購入費用に対する賠償を行っている世帯も複数存在する。

以上により、「物品購入費」の支払額については、その賠償額に対応する損害がない中でなされた支払であって、慰謝料の認定額から控除される必要がある。

（4）就労不能損害・営業損害の支払額のうち「特別の努力」分

被告は、本件事故により失業や営業休止を余儀なくされたことによる財産上の損害について、営業損害または就労不能損害として、精神的損害とは別途にこれを賠償している。この就労不能損害の賠償に関しては、平成23年3月11日以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち、一定範囲（月額50万円を上限）について、「特別の努力」により得られた収入として賠償金から控除せずに支払いを

行う取り扱いをしている⁵。すなわち、当該期間の就労状況（営業損害であれば事業状況）を確認することなく、減収率100%と取り扱って、一律に就労不能損害（または営業損害）を賠償している。

例えば、原告番号13-1においては、本件事故から半年後の平成23年9月より株式会社ワールドインテックにて就労を開始し、同月から平成24年5月までの分として計143万2877円の給与収入を受け取りながら（乙C13第1号証、乙C13第2号証、乙C13第3号証）、被告に対し就労不能損害を請求し、被告は同額を控除することなく、減収率を100%として賠償金の支払いを行っている（別紙2（既払い金一覧表））。

この点、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられている（いわゆる差額説）。

被告が就労不能損害の算定において控除していない「特別の努力」分については、差額説に基づいて算定される損害額を超えてなされた支払いであって、慰謝料の認定額から控除される必要がある。

3 損害の発生・数額を確認することなく賠償しており、これに対応する損害が生じていると認められない賠償費目

（1）簡易請求方式・包括請求方式による賠償分

⁵ なお、個人事業主及び法人の営業損害（逸失利益）に関しては、平成24年3月以降に得た利益を「特別の努力」によるものとして賠償金から控除せず
に支払いを行う取り扱いをしている。

被告は、平成23年12月以降を対象として、実費（避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、検査費用（人）、検査費用（物））の賠償に関し、「簡易請求方式」による賠償を実施している。これは、各請求者に対する従前の賠償実績（平成23年11月末までの期間に関する賠償の実績）に基づいてあらかじめ設定した請求金額⁶をもとに、簡易に支払いを実施するための手続きであり、請求金額についての説明・疎明は不要とされている。

さらに、被告は、平成24年6月以降の期間を対象として、「包括請求方式」による簡易な請求方式を選択できるようにしている。すなわち、避難費用、帰宅転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等に関し、損害の発生・数額について何らの説明・疎明を求めることなく、将来分も含めて、以下の金額を対象者に一律に支払うものとしている。

帰還困難区域：94万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧居住制限区域：114万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧避難指示解除準備区域：114万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧緊急時避難準備区域：11万7000円／人（H24.6.1～H24.8.31）

本書添付の別紙2（既払い金一覧表）記載の「包括・簡易請求分」欄の金額は、これら「簡易請求方式」「包括請求方式」に基づいて支払われた賠償金の合計額を示している。

例えば、被告は、原告番号34-1に対し430万6519円、原

⁶ 従前の請求において支払われた実績を万の位に切り上げた金額を基に、その100%、75%、50%及び25%に相当する金額をあらかじめ請求書に印字し、請求者がこのいずれかを選択することにより請求がなされる。請求にあたって、請求者において請求金額に関する説明や資料の添付は不要とされる。

告番号 38-1 に対し 222 万 7000 円、原告番号 33-1 に対し 213 万 9000 円もの賠償金を、それぞれ何らの説明や疎明を求めることなく「簡易請求方式」または「包括請求方式」によって実費として支払っている（別紙 2（既払い金一覧表））。

このような「簡易請求方式」「包括請求方式」による賠償額は、対象期間における実際の支出の有無や金額を確認することなく支払われているものであって、これらの支払いが対象とする各種費用について本件事故と相当因果関係のある支出の有無及其数額が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

（２）住宅の補修・清掃費用のうち定額 30 万円の支払分

被告は、本件事故時に旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市要請区域に居住していた者に対し、住宅等に生じた損傷を原状回復するために本件事故発生から平成 25 年 3 月 31 日までに実施された補修・清掃費用として、所有者に対し住宅 1 戸あたり定額 30 万円を標準額として賠償を行っている（平成 25 年 3 月 31 日以降に実施された補修・清掃費用についても個別の賠償を実施しているが、本書添付の別紙 2（既払い金一覧表）記載の「住宅等の補修・清掃費用（定額分）」は定額 30 万円の支払のみを記載したものである）。

この 30 万円の賠償については、賠償の対象者がこれを請求する旨の申告さえ行えば賠償される扱いとなっており、実際に生じた費用の額について特段の説明や疎明を求めているほか、たとえ実際に生じた費用が 30 万円未満であるとの申告がなされた場合であっても一律に 30 万円が支払われるものであり、30 万円の支払額に見合う損害が生じていたものではない。

例えば、被告は原告番号 1 1 世帯に対しても住宅等の補修・清掃費用として 3 0 万円を支払っているものの（別紙 2（既払い金一覧表））、実際に補修・清掃のために要した費用は、原告番号 1 1 世帯の申告によっても 5 万 3 4 0 0 円に過ぎず（乙 C 1 1 第 2 0 号証の 1・5 頁）、差額である 2 4 万 6 6 0 0 円が実損害を超える賠償にあたることは明らかである。

したがって、本件事故と相当因果関係のある補修・清掃費用の支出の有無及其数額が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

（３）家財賠償のうち定額賠償分

被告は、家財の保有状況やその財物価値につき個別の説明・疎明を求めることなく、世帯構成と避難区域の種類に応じて下掲のテーブルに基づき算定される金額の賠償を行っている。

居住されていた 場所	世帯構成	単身世帯の場合 （定額）		複数人世帯の場合 （世帯基礎額＋家族構成に応じた加算額）	
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人 1 名 あたり	子供 1 名 あたり
帰還困難区域		40 万円	475 万円	60 万円	40 万円
居住制限区域		30 万円	355 万円	45 万円	30 万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域（避難指示区域の見直しが完了していない区域）に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

このような家財賠償についても、上記のテーブルに基づき算定される金額に見合う損害が必ずしも生じていたものではない。したがって、

損害の数額（本件訴訟による家財の財物価値の喪失・減少分）が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

（４）不動産（土地、建物、構築物・立木）に対する賠償金

被告は、帰還困難区域に所在する不動産については本件事故時点の価値相当額の全額を賠償し、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域に所在する不動産については事故時点から６年（７２か月）でその価値の全てが失われたものとみなした上で、避難指示の解除までの期間に応じた割合分の賠償を実施している（例えば避難指示の対象となった期間が本件事故から６５か月の地域に所在する不動産については、当該不動産の本件事故時点の価値の７２分の６５に相当する金額を賠償している。）。

不動産に関するこのような賠償額の算定方法は、多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、個々の不動産について本件事故に起因する価値の減少分が主張・立証されずとも賠償を実施できるよう、簡易な一律の算定方法が用いられているものである。しかしながら、少なくとも避難指示が解除されれば不動産を使用、収益または処分することに支障はなく、現に元の居住地に帰還し生活を送っている住民もあるのであって、不動産（特に土地）について本件事故から６年（７２か月）の経過をもってその価値の全てが失われたものと一律にみなすこと自体が不動産の価値に関する実態と乖離している。

また、全損として不動産の価額の全部を賠償した場合においても、その所有権は原告らに残置され、避難指示解除後に帰還して利用・処分することが可能である。

さらに、中間指針第二次追補（乙Ｂ７）においては、「（財物の）賠

償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる」とされているところ、被告はその費用負担による除染がなされ財産的価値が回復した場合にも、その価値回復分を清算するという取扱いはしていない。

以上のような賠償実態に鑑みると、不動産に関し被告が実施した賠償については、既払金に見合う損害が必ずしも認められるものではなく、各不動産について損害の数额（本件訴訟による財物価値の喪失・減少分）が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

（５）追加的費用名目での賠償金のうち証憑に基づかず支払われた部分

被告は、避難により生じた各種の費用支出を幅広く賠償対象としているところ、これらの賠償の中には、損害の発生・数额についても説明・疎明を求めることなく支払っているものがある。例えば「通院交通費等の生活費増加分」との名目にて、通院のための支出の有無・数额を何ら問うことなく（通院を行った事実があることすら、賠償の要件とはしていない。）、対象者に一律各自２０万円を賠償している。また、避難費用や家族間移動費用に関しては、実際に生じた費用支出に基づく算定ではなく、高い水準で定めた標準額（同一都道府県内の移動であれば交通手段や実際の出費額を問わず一律に１回あたり片道５０００円など）に基づき賠償を行っている。本書添付の別紙２（既払金一覧表）の「追加的費用（証憑無）」欄記載の金額は、このように証憑に基づくことなく支払われた追加的費用の金額を集計したものである。

このように、実際の損害額を確認することなく支払っている賠償金

については、損害の有無及びその数額が原告らによって主張・立証されない限り、支払に対応する損害が認められず、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

4 一応の証憑に基づき支払われているものの、その一部についてはこれに対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害項目

上記 3 で挙げた以外の賠償費目については、一定の証憑に基づいて賠償を行っているものの、多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、定型的な処理の中で可能な限度での確認・算定を実施しているにとどまる。

例えば、「生命・身体的損害」の賠償に関し、請求者から提出された診断書において、疾病の発生と避難生活との因果関係を「有」とする医師の判断が示されていたとしても、そのような医師の判断は必ずしも法的にみて相当因果関係があることを意味するものではないが、被告は診断書において因果関係が「有」とされているもののみならず、「不明」と記載されている場合であっても一律に賠償対象外とすることなく賠償金を支払っている実情にある。

したがって、上記 3 で挙げた以外の賠償費目のもとでの支払についても、必ずしも賠償に対応する損害が生じていたとは認められない場合が含まれるのであって、上記 3 と同様、各項目の損害の有無及びその数額が原告らによって主張・立証されない限り、支払に対応する損害が認められず、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

5 結語

以上のとおり、被告が訴訟外において実施している賠償のうち、上記 2 で挙げた各賠償項目に関しては、これに見合う損害が生じているものではなく、その全額が本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。また、それ以外の賠償項目のもとでの支払に関しても、上記 3 及び 4 で述べたように、損害の発生及び数额について個別に説明・疎明を求めることなく定型的・一律に（あるいは最低限度の事実確認のみをもって）支払いがなされており、損害の有無及びその数额が原告らによって主張・立証されない限りは支払に対応する損害が認められず、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除されるべきである。

以 上

[illegible]

世帯 番号	枝番	氏名	世帯合計	(内訳) 個人合計 ①+②+③+ ④+⑤	過払の可能性・程度 ⇒高				(内訳)精神的損害										(内訳)財産的損害																				(内訳) 住居確保損害		(内訳) 弁護士費用		(内訳) ⑤ 未精算金 等
					【再掲】 最低限の資 料に基づき 高い水準で 賠償	【再掲】 損害の発 生も確認 せず賠償	【再掲】 因果関係 の立証なく 賠償／重 複賠償	{世帯小計} 精神的損害	{個人小計} ① 精神的損害	包括慰謝料	生命・身体的損害 (入通院慰謝料)			{世帯小計} 財産的損害	{個人小計} ② 財産的損害	追加的費用 (証憑有)	追加的費用 (証憑無)	物品購入 費用	包括 簡易 請求	住宅等の 補修・清掃 費用 (定額分)	就労不能損害			生命・身体的損害 (通院実費)				不動産			事業 個別請求分					事業 団体請求 分	③ 住居確保 損害	軒数	④ 弁護士費用				
											因果関係 あり	因果関係 不明	因果関係 なし								右2列以外	特別の努力	生命身体 就労 因果関係 不明／なし	因果関係 あり	因果関係 不明	因果関係なし	定額家財	その他	土地	建物	構築物 立木	その他	特別の努力 除く										
01	1	横山 伸一郎	146,861,778	57,710,904	36,778,685	19,807,196	1,125,023	70,261,000	8,859,200	8,540,000	247,800	71,400	0	76,600,778	48,851,704	1,905,050	759,000	1,003,703	1,162,000	0	31,313,795	0	0	127,240	49,920	0	7,380,000	2,584,800	0	0	0	0	600,000	1,966,196	0	0	0	0					
2	横山 多喜子	15,938,574		4,209,574	9,487,000	42,000	8,540,000		8,540,000	0	0	0	0		7,398,574	0	0	42,000	1,147,000	0	5,565,174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
3	横山 政子	9,689,890		289,740	9,397,000	3,150	8,793,200		8,600,000	193,200	0	0	0		896,690	0	0	0	797,000	0	0	0	96,540	3,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
4	横山 竜二	11,334,844		252,150	10,984,600	98,094	8,540,000		8,540,000	0	0	0	0		2,794,844	252,150	40,000	98,094	1,147,000	0	1,257,600	0	0	0	0	0	0	1,257,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
5	横山 莉衣	13,511,280		3,824,280	9,687,000	0	8,540,000		8,540,000	0	0	0	0		4,971,280	0	0	0	1,147,000	0	3,824,280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
6	横山 幹士	10,167,000		0	10,167,000	0	9,020,000		9,020,000	0	0	0	0		1,147,000	0	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外1 (被相続人)	原告：伸一郎の父	18,492,286		1,490,430	17,119,296	82,560	8,948,600		8,600,000	336,000	12,600	0	0		9,743,686	0	0	0	60,000	797,000	0	0	0	163,480	5,640	4,320	0	390,950	0	0	0	0	0	600,000	7,722,296	0	0	0	0				
02	1	渡邊 美枝子	19,934,699	9,972,297	3,151,671	5,986,613	834,013	10,348,000	2,230,400	2,180,000	0	50,400	0	9,586,699	7,741,897	208,160	824,000	748,363	957,000	300,000	2,933,511	0	0	0	35,250	0	0	0	1,019,950	10,000	0	705,663	0	0	0	0	0	0					
2	渡邊 直生	2,356,000		0	2,291,000	65,000	1,820,000		1,820,000	0	0	0	0		536,000	0	0	354,000	65,000	117,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
訴外1 (被相続人)	原告：美枝子の父	2,497,000		0	2,497,000	0	2,180,000		2,180,000	0	0	0	0		317,000	0	0	200,000	0	117,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
訴外2 (被相続人)	原告：美枝子の母	2,670,100		45,450	2,497,000	127,650	2,297,600		2,180,000	25,200	92,400	0	0		372,500	0	0	200,000	0	117,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外3	原告：美枝子の長女	2,439,302		42,302	2,247,000	150,000	1,820,000		1,820,000	0	0	0	0		619,302	42,302	310,000	150,000	117,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
03	1	南場 伸義	231,316,300	157,274,916	24,493,759	96,415,070	36,166,087	77,601,800	14,520,000	14,520,000	0	0	0	118,376,524	107,416,940	8,822	840,200	828,111	3,323,000	0	0	0	0	6,870,000	2,243,560	31,169,763	32,292,401	6,053,049	30,000	22,411,377	1,346,657	35,337,976	0	0	0	0	0						
2	南場 令子	15,395,650		0	15,305,000	90,650	15,200,400		15,150,000	0	50,400	0	0		195,250	0	0	0	155,000	0	0	0	0	40,250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外1	原告：伸義の長女	15,155,000		0	15,155,000	0	15,000,000		15,000,000	0	0	0	0		155,000	0	0	0	155,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外2	原告：伸義の妻の母	23,679,560		1,400,000	22,175,000	4,560	15,960,000		15,960,000	0	0	0	0		7,619,560	300,000	0	0	155,000	0	0	0	4,560	0	6,060,000	1,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
訴外3	原告：伸義の妻の父	19,911,174		3,612,174	16,299,000	0	16,921,400		16,220,000	701,400	0	0	0		2,989,774	241,854	79,000	0	0	0	2,620,000	0	0	48,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
04	1	小泉 直弥	107,895,276	25,694,061	6,280,550	15,517,000	3,896,516	43,602,000	14,520,000	14,520,000	0	0	0	48,137,674	11,174,061	0	50,000	531,802	947,000	0	6,280,550	3,364,709	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外1	原告：直弥の母	22,148,768		5,146,332	15,624,240	1,378,196	14,562,000		14,520,000	0	42,000	0	0		7,586,768	102,300	157,240	1,301,746	947,000	0	5,044,032	0	0	31,300	3,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外2	原告：直弥の兄	60,052,447		7,273,039	36,098,906	16,480,502	14,520,000		14,520,000	0	0	0	0		29,376,845	3,935,724	1,264,640	524,900	947,000	0	1,203,485	0	0	0	0	6,560,000	2,123,830	853,453	9,980,995	1,972,818	10,000	0	16,155,602	0	0	0	0						
05	1	北村 優美	133,820,388	15,556,060	0	15,547,000	9,060	72,840,000	14,600,000	14,600,000	0	0	0	42,333,946	956,060	0	0	0	947,000	0	0	0	0	9,060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外1	原告：優美の父	71,164,380		2,629,623	47,918,366	20,616,391	14,520,000		14,520,000	0	0	0	0		37,997,938	56,100	605,752	1,969,949	265,000	0	0	0	0	7,370,000	2,573,523	4,839,260	17,317,685	3,000,669	0	0	0	0	0	0	18,646,442	0	0	0					
訴外2	原告：優美の母	16,005,948		446,548	15,559,400	0	14,520,000		14,520,000	0	0	0	0		1,485,948	446,548	92,400	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外3	原告：優美の妹	15,547,000		0	15,547,000	0	14,600,000		14,600,000	0	0	0	0		947,000	0	0	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外4	原告：優美の弟	15,547,000		0	15,547,000	0	14,600,000		14,600,000	0	0	0	0		947,000	0	0	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
06	1	石黒 和彦	115,943,431	47,088,096	843,410	18,828,145	27,416,541	46,718,400	15,032,800	14,680,000	58,800	294,000	0	43,146,087	5,956,352	140,500	79,000	796,397	1,847,000	0	0	0	44,300	209,350	17,850	0	589,810	2,222,145	0	10,000	0	26,098,944	0	0	0	0	0						
訴外1 (被相続人)	原告：和彦の母	26,744,271		753,600	24,934,591	1,056,080	16,571,000		15,815,000	193,200	562,800	0	0		10,173,271	0	0	0	947,000	0	0	0	190,400	455,980	37,300	110,000	360,000	0	6,747,488	1,315,103	10,000	0	0	0	0	0	0						
訴外2 (被相続人)	原告：和彦の継父	42,131,064		271,273	40,582,307	1,277,484	15,114,600		14,640,000	163,800	310,800	0	0		27,016,464	5,213	295,125	705,984	2,772,000	0	0	0	0	92,260	239,700	21,000	6,750,000	0	13,494,976	2,630,206	10,000	0	0	0	2,230,000	0	0	0					
07	1	芹川 輝男	170,359,247	30,462,946	13,311,106	14,673,000	2,458,840	92,271,800	8,540,000	8,540,000	126,000	0	0	71,182,671	19,566,946	14,106	336,000	428,840	1,147,000	0	12,900,000	0	0	91,000	0	4,650,000	0	0	0	0	0	0	0	2,230,000	0	0	0	0	0				
2	芹川 香子	18,761,654		6,674,776	12,086,878	0	8,540,000		8,540,000	0	0	0	0		10,006,878	0	91,000	0	1,147,000	0	6,450,000	0	0	0	0	0	0	0	2,308,878	0	0	10,000	0	0	214,776	0	0	0					
08	1	芹川 勇悠		20,154,500	5,542,500	12,532,000	2,040,000		8,540,000	8,540,000	0	0	0		9,994,506	62,500	35,000	440,006	1,507,000	0	5,500,000	0	0	0	0	2,450,000	0	0	0	0	0	0	0	1,620,000	0	0	0	0					
2	芹川 則子	41,176,957		9,211,999	22,657,000	9,307,958	14,520,000		14,520,000	0	0	0	0		23,816,957	770,000	220,000	1,109,596	1,567,000	0	8,441,999	0	10,000	6,350,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	2,840,000	0	0	0	0					
3	伊藤 千尋	20,967,731		4,917,662	15,966,520	83,549	15,205,800		15,000,000	205,800	0	0	0		5,761,931	0	19,520	80,229	947,000	0	4,572,000	0	139,862	0	3,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
4	芹川 竜生	16,006,453		10,000	15,947,000	49,453	15,000,000		15,000,000	0	0	0	0		1,006,453	10,000	0	49,453	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
訴外1	原告：千尋の子	11,597,000		0	11,597,000	0	10,900,000		10,900,000	0	0	0	0		697,000	0	0	0	697,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訴外2	原告：千尋の子	11,232,000	0	11,232,000	0	10,900,000																																					

世帯 番号	枝番	氏名	世帯合計	(内訳) 個人合計 ①+②+③ +④+⑤	過払の可能性・程度 ⇒高				(内訳) 精神的損害										(内訳) 財産的損害																				(内訳) 住居確保損害		(内訳) 弁護士費用		(内訳) ⑤ 未精算金 等
					【再掲】 最低限の資料に基づき 高い水準で賠償	【再掲】 損害の発生も確認 せず賠償	【再掲】 因果関係の立証なく 賠償/重複賠償	【世帯小計】 精神的損害	【個人小計】 ① 精神的損害	包括慰謝料	生命・身体的損害 (入通院慰謝料)			【世帯小計】 財産的損害	【個人小計】 ② 財産的損害	追加的費用 (証憑有)	追加的費用 (証憑無)	物品購入 費用	包括・ 簡易 請求	住宅等の 補修・清掃 費用 (定額分)	就労不能損害			生命・身体的損害 (通院実費)			動産		不動産					事業 個別請求分	事業 団体請求 分	③ 住居確保 損害	軒数	④ 弁護士費用					
											因果関係 あり	因果関係 不明	因果関係 なし								右2列以外	特別の 努力	生命身体 就労 因果関係 不明/なし	因果関係 あり	因果関係 不明	因果関係なし	定額家財	その他	土地	建物	構築物 立木	その他	特別の努力 除く										
17	1	榎野 雄一	179,045,743	73,403,849	5,327,430	43,794,914	24,479,505	51,580,400	8,842,400	8,540,000	302,400	0	0	79,886,334	41,863,978	105,200	1,718,000	1,582,034	3,149,200	0	0	0	0	401,400	0	0	5,720,000	817,000	5,548,483	15,872,944	3,109,912	30,000	3,671,430	138,375	22,897,471	0	0	0					
2	榎野 悦子	15,894,459		2,311,494	13,440,945	123,800	9,115,400		8,540,000	525,000	50,400	0	6,781,059		5,000	0	0	370,000	0	1,046,044	0	0	725,650	73,400	0	0	0	0	0	3,893,572	657,393	10,000	0	0	0	0	0	0	0				
3	榎野 雅子	61,297,425		2,386,940	34,125,429	24,785,036	8,683,800		8,520,000	155,400	8,400	0	27,932,287		82,800	565,000	83,528	1,400,000	0	1,945,680	0	0	193,080	6,320	5,250	2,960,000	0	6,395,479	11,476,651	2,808,499	10,000	0	0	0	24,681,538	0	0	0					
訴外1 (被相続人)	原告：雄一の長女	9,818,220		798,220	9,020,000	0	9,078,800		9,020,000	58,800	0	0	739,420		26,000	0	0	0	0	659,100	0	0	54,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
訴外2	原告：雄一の次男	2,317,947		30,000	1,742,000	525,947	1,320,000		1,320,000	0	0	0	997,947		30,000	442,000	525,947	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
訴外3	原告：雄一の長男	16,111,423	0	15,070,000	1,041,423	14,540,000	14,540,000	0	0	0	1,571,423	0	130,000	1,041,423	0	0	0	0	0	0	0	0	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
18	1	小澤 正彦	103,146,144	38,325,912	13,127,005	23,358,080	1,840,827	71,866,800	14,500,000	14,500,000	0	0	0	31,299,344	23,825,912	445,695	350,000	1,840,827	1,558,080	0	12,681,310	0	0	0	0	6,950,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	小澤 典幸	19,499,232		3,972,232	15,527,000	0	14,806,800		14,580,000	226,800	0	0	4,692,432		10,000	0	0	947,000	0	3,604,032	0	131,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
3	小澤 祐斗	15,927,000		0	15,927,000	0	14,980,000		14,980,000	0	0	0	947,000		0	0	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4	小澤 穂子	15,927,000		0	15,927,000	0	14,980,000		14,980,000	0	0	0	947,000		0	0	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
訴外1	正彦の三男	13,487,000		0	13,487,000	0	12,600,000		12,600,000	0	0	0	887,000		0	0	0	887,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19	1	石部 千春	193,123,152	31,558,345	12,895,907	17,714,414	948,044	26,187,000	8,540,000	8,540,000	0	0	0	114,811,245	23,018,365	948,068	1,346,534	851,090	570,000	0	8,666,927	96,954	0	0	0	0	2,650,000	460,775	0	0	0	0	0	2,800,137	4,607,880	0	0	0	0	0			
訴外1	原告：千春の父	151,418,825		311,420	98,318,093	52,789,312	8,846,400		8,540,000	189,000	117,600	0	90,447,318		0	88,000	392,815	1,537,000	0	0	0	102,420	153,990	0	4,960,000	0	28,455,124	45,186,515	9,551,454	20,000	0	0	52,124,907	0	0	0	0	0	0				
訴外2	原告：千春の母	10,145,942		339,100	9,806,842	109,842	8,800,400		8,540,000	218,400	42,000	0	1,345,562		0	10,000	31,312	1,147,000	0	0	0	120,700	36,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
20	1	高木 貞一	225,957,445	42,740,012	12,133,090	23,819,930	6,806,992	89,001,400	14,688,000	14,520,000	0	168,000	0	92,440,707	26,206,312	9,642,458	1,186,680	4,699,042	1,123,250	0	125,232	0	0	0	74,250	0	6,990,000	2,365,400	0	0	0	0	0	0	0	1,865,700	0	0	0	0			
2	高木 京子	29,145,462		8,484,795	20,660,647	0	14,520,000		14,520,000	0	0	0	14,645,462		0	162,000	0	947,000	0	4,274,795	0	0	0	0	0	0	5,051,647	0	0	10,000	4,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	高木 勝子	15,815,440		218,070	15,547,000	30,390	14,796,400		14,620,000	159,600	16,800	0	1,019,040		0	0	0	947,000	0	0	0	58,470	13,590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4	高木 麻衣	15,847,000		0	15,847,000	0	14,920,000		14,920,000	0	0	0	947,000		0	0	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
訴外1 (被相続人)	原告：貞一の父	15,947,000		0	15,947,000	0	15,000,000		15,000,000	0	0	0	947,000		0	0	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
21	1	石田 久富	304,772,408	106,402,731	2,392,515	58,633,090	45,377,124	84,260,000	15,077,000	14,720,000	352,800	4,200	0	152,406,270	48,675,873	1,690	280,000	2,719,478	1,787,000	0	0	0	186,160	3,590	0	6,460,000	981,400	7,130,905	20,552,557	7,702,628	30,000	840,465	0	42,649,858	0	0	0	0	0	0			
2	石田 節子	207,407,514		19,440,021	114,203,323	71,944,170	14,540,000		14,540,000	0	0	0	122,961,176		329,416	683,000	1,857,832	1,262,000	0	19,090,605	0	0	0	0	7,750,000	0	34,869,847	35,793,028	8,076,708	20,000	0	13,228,740	70,106,338	0	0	0	0	0	0	0	0		
訴外1	原告：久富の長男	30,345,433		14,734,433	15,631,000	0	14,540,000		14,540,000	0	0	0	15,825,433		90,000	144,000	0	947,000	0	14,058,408	0	0	0	0	0	586,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
訴外2	原告：久富の長女	17,528,944		1,889,986	15,552,000	86,980	14,540,000		14,540,000	0	0	0	2,988,966		40,000	65,000	86,980	947,000	0	1,849,986	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
訴外3	原告：久富の次女	15,654,000		0	15,654,000	0	14,500,000		14,500,000	0	0	0	1,154,000		0	207,000	0	947,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	1	榎野 光貴	80,402,375	9,747,000	0	9,747,000	0	34,889,400	8,620,000	8,620,000	0	0	0	45,512,975	1,147,000	0	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
訴外1	原告：光貴の父	44,270,824		16,278,000	27,771,830	220,994	8,540,000		8,540,000	0	0	0	35,730,826																														

[illegible]